

後

入学試験問題

総合科目Ⅲ

(配点一〇〇点)

平成二十三年三月十三日 九時二〇分～一二時三〇分

注意事項

- 一、試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはいけません。
- 二、この問題冊子は全部で十九ページあります。落丁、乱丁または印刷不鮮明の箇所があったら、手をあげて監督者に知らせなさい。
- 三、解答には、必ず黒色鉛筆（または黒色シャープペンシル）を使用しなさい。
- 四、解答用紙は縦書きにして使用しなさい。
- 五、二枚の解答用紙が渡されるが、解答は、問題ごとに所定の解答用紙に記入しなさい。青色刷りの解答用紙が第一問用、茶色刷りの解答用紙が第二問用である。所定の解答用紙に記入されていない解答は無効となる。
- 六、各解答用紙の指定欄に、受験番号（表面二箇所、裏面一箇所）、氏名を記入しなさい。指定欄以外にこれらを記入してはいけません。
- 七、解答は、必ず解答用紙の指定された箇所に記入しなさい。
- 八、解答用紙の解答欄に、関係のない文字、記号、符号などを記入してはいけません。また、解答用紙の欄外の余白には、何も書いてはいけません。
- 九、この問題冊子の余白は、草稿用に使用してもよいが、どのページも切り離してはいけません。
- 一〇、解答用紙は、持ち帰ってはいけません。
- 一一、試験終了後、問題冊子は持ち帰りなさい。

第一問 次の文章を読み、後の問いに答えなさい。

一般的には、美術館や映画館は（公共的な）空間であり、「お茶の間」、（個室は（私的な）空間だと考えられている。しかしすでに論じてきたように、家の外に出ていても退きこもっているのが現代人であるならば、現代において（公共空間）とはどのような空間を意味するのだろうか、あるいはそもそも現代において（公共空間）は存在するのだろうかという問いが当然生じてくる（そして、多くの論者に述べられている、美術館や映画館が画面を見て瞑想するための空間としてはもはや衰退しているという事態は、そもそも（公共空間）それ自体が衰退しているところから派生してきているものと考えられる）。

アレント（注）によれば、（公共空間）は近代以降、（社会的なもの）が台頭し、「家」への関心が高まる中で衰退していくことになる。そしてアレントによれば「社会的」という言葉の起源はローマにまで遡ることができる（ハンナ・アレント『人間の条件』による）。裏返せば、古代ローマ時代の前の古代ギリシア時代には、「社会」に相当する言葉がなく、アレントは古代ギリシアにこそ十全な（公共空間）を見出すのである。とはいえ、アレントは（公共空間）が完全に現代において失われているとは決して考えていない。それは現代にもかすかであれ残存しているのであり、われわれの（公共空間）についての感覚もまた、かすかであるとはいえない生きられているのである（そうでなければ、今日、（公共空間）について議論する意味がなくなってしまうだろう。すでに衰退しているとはいえ、例えば、いまなお人が美術館へと足を運ぶのは、このかすかな感覚に触れるためではないだろうか。では、現代人にも断片的には生きられていながら、しかし全体としては失われている（公共空間）とはどのようなものなのか。

以下ではアレントによる（公共空間）についての若干のイメージを提示するに留めるが、順序として、現代人はどれほど（公共空間）から遠く退きこもったところで生活しているかについて述べ、その後でこの生活空間の「外」であるような（公共空間）とはどのようなものを提示したい。

人は、どれほど社会(あるいは公共機関)に保護されて生活しているだろうか。人はもはや水を汲みに井戸や川に行く必要はなく、家の水道の蛇口をひねりさえすればよい。火をおこすために、薪を集めに山に行かなくてもいい。食料を得るために、山に狩りに行ったり、海で漁をしたり、田畑を耕す必要もない。ゴミを捨てるのも、自分の家の近所の林の中に捨てずに済み、回収車が来て引き取ってくれる。自分の家に行き来するために必要な道路が崩れても、補修してもらえ。社会(公共機関)がこうしたことを請け負ってくれている。現代人は「国家や政治共同体を、家事全体を司る巨大な管理機構によつて日常業務が処理される家族のように思っている」(デーナ・R・ヴェラ『アレントとハイデガー』より引用)。

人は日常生活の物質的側面での必要において恩恵を受けながら生活している。しかし、人はそれに感謝するどころか、不満(時には「アレントが言う意味での」(政治的な)事柄に関わるような)を口にすることが許されている。これが許される空間に人は身を置いている。

あるいは別の場面でも人は恩恵に浴している。例えば犯罪者が現れても、警察が取り締まり、しかるべき方法で罰してくれる。この恩恵にも浴している。そしてここでも人は、こうした保護された空間の中から、犯罪者にもつと罰を加えるべきだとか、死刑にすべきだとかいうような(政治)に関わる意見を無責任に口にすることが許されている。そのような空間に人は身を置いている。

ここには或る種の(政治的)感覚の欠如がある。あるいは自分の発言への責任の欠如がある。人間が属する政治的空間としての(公共空間)をアレントが問題にしなければならなかったのは、この一般化した欠如、人間の倫理的怠慢が何に由来するものであるかを突き止めるためでもあつた、だろう。

しばしば人は、この類の(不満)を口にすることを、「税金を納めているから」という理由から正当化しようとする(税金をとるだけとっておいて、サービスが悪い)というように)。もちろんこのような理由が正当化されることはない。というのも問題は、税金を納める、納めない以前の段階での、政治的参加をせよにすませているにもかかわらず、政治的な事柄に口を出しているというところにこそあるからである。

こう言うと、人々の怠惰な主体性を批判しているように思われるかもしれない。しかしここで問題にしているのは、すでに来までの議論で示してきたように、主体の前存在論的段階での空間への属し方である。すなわち、政治的参加、活動を主体がする、しない以前、あるいは自らの発言に責任を負う、負わない以前の段階で、それをせざるに済むような安寧な空間（政治的な事柄への不満を好き勝手に口にできる空間）に住むことを自らに許し、また許されてもいるということと問題を問題にしているのである。

アレントもまた、ハイデガー哲学に大きく負っていることから、人間の政治感覚の欠如、発言への責任の欠如を、人が属する空間のタイプ、あるいは人がどのような（覚悟）を持って空間に属するかという問題として考えようとした。先取りに言うと、アレントによれば、古代ギリシアに現れていたような（公共空間）では、人間は自らの振る舞いのすべてに責任を負い、時には「勇士」すら発揮されるほど、（覚悟）を持ってそこに自ら「現れて」いた。しかし、すでに述べたように、その（公共空間）は近代以降、（社会的なもの）が台頭し、「家」への関心が高まる中で衰退していくことになる。

したがって、社会的なものとしての（公共機関）に不満を口にする現代のわれわれが属しているのは、アレントに従えば、公共性が衰退し、公的空間、私的空間という区別すら消滅してしまつた後に訪れた「第三の空間」なのである（そして、テレビ画面に向き合いながら、画面に映し出される人間「例えば「芸能人」」に対して、気楽に馬鹿にする言葉を吐いたり、インターネットの画面で誹謗中傷したり、といったことが許される、「お茶の間」、（個室）という空間は、こうした歴史的状况を背景にしながら、テレビ、インターネット（情報端末）という画面技術と結びつく中で出現した「第三の空間」の一変種なのである）。

そして、この空間に属すようになって、人は振る舞いの多くに責任を負うことや、政治的な事柄に関わることから免除されることが許されるようになったのである。

しかし現代のわれわれが属している空間には公共性が完全に消滅してしまつたのかといえそうではない。一般的には依然として、人前での演説のような形で発言をする場合、そこは（公的な）空間とされ、人の眼の届かないような場所が（私的な）空間とされている。アレントの議論は、こうした空間の区別がすでに無効になっていることを示しながらも、どこかに存続され

ている（公共空間）に光を当てようとするものであるが、しかし（公共空間）はそもそも実体化不可能であり、このことがこの空間を容易に理解することの妨げとなっている。

あるいはまた、公共性が衰退した後の時代に久しく属している現代人は、古代の人間が（公共空間）へと現れる際にどれほどの努力が伴われていたか、あるいはその努力がいかに美德と結びついていたかということ等についての想像力を働かせる術をほとんど持たないということも、アレントの議論が矮小化されて理解されてしまうことにつながっている。

とはいえ、こうした困難にもかかわらず、断片的には（公共空間）が生きられているのだから、そこを足がかりにしてそれを示す試みしてみよう。

（和田伸一郎『メディアと倫理』より。表記等に若干変更を加えた。）

（注）ハンナ・アレント（一九〇六―一九七五年）は、ナチス・ドイツの研究を通して『全体主義の起源』についての見解を示したことで知られる政治哲学者。

問一 問題文の中で、筆者はハンナ・アレントの議論を引用しながら、〈公共空間〉と〈私的空間〉のはっきりした区別があるかないかは歴史的に変化してきたことを示している。その歴史的変化をふまえ、古代ギリシア時代、ローマ時代、ナチス・ドイツに代表される第二次世界大戦下の「全体主義」の時代という三つの異なる時期の特徴を、「公共空間」「私的空間」「社会」という言葉(概念)を用いて説明しなさい(五〇〇字以内)。

問二 問題文の中で筆者が提示している「第三の空間」とはどのような「空間」であるかを説明しなさい。また、あなたはこの「第三の空間」が「十全な〈公共空間〉」として機能することが可能であると考えますか。可能だと思われる場合、どのようにすれば可能になるかを説明しなさい。不可能だと思われる場合は、その理由を説明しなさい(五〇〇字以内)。

第二問 获生徂徠(一六六六—一七二八年)は、將軍吉宗への獻策書『政談』の中で、時局を分析するとともに幕政の改革案を提示した。次の文章は、同書第一卷からの抜粋である。これを読み、後の問いに答えなさい。

総じて地頭・御代官は年貢を取るばかりの役にあらず。その地を治むる職なれば、その地の民は手前の世話にすべき事也。欠け落ち(注一)は叛罪也。取り逃げ・引き負いは贓罪也。斬罪という事、律とは相違すれども、律は郡県の治めなり。当時は封建の代にて、武家の治めなれば、先規の如く斬罪もつとも事也。この事ごころより(注二)、人を殺すを不仁なるなどというようになる理窟はやりて、それに武家にあるまじき利勘のせんぎを第一にするより、給金を取戻すにて欠け落ちの罪消え行き、法の乱れたる故、近年欠け落ちする事を奉公人の常とする風俗、かくの如く執り行わずんばかつてすむべからざる也。当時は地頭・御代官も、手前の知行所・支配所より事の出るを外聞悪しきとて、奉公人の出るをも知らぬ分にする事、当時の風俗也。されども何ほど知らぬ分にする事も、知行・支配たる百姓には紛れなし。そのものの何方に居るかをも知らぬは、己が職分を忘れたる也。また義味・我慢を立つる(注三)風俗にて、手前の知行・支配のものとの他の人との勝負を思う心、これまた御城下にての公の法を第二とし、上をうやまわざる我意なれば、かくの如き風俗は衰えるようにありたき事也。さてまたその奉公人御当地出生のものならば、町にても、武家にても、その家本より証文を出し、諸事右の如くなるべし。地頭・御代官もその家本も、公の法を重んずる所をきつと守り、粗末に取り扱うべからざる也。

(中略)

三代(注四)の諸侯、後世の郡守・県令と同じ事也。三代の時も、国中の民他国へ行って減少するを諸侯の恥とす。異国の後の代々、日本の古も、その治むる国郡の民の増減を吟味して、民の数ませば治めよきに定め、減ずれば治めあしきに沙汰し、これ

をもつて国司・郡主を賞罰する事、異国歴代の諸書、日本にては令の面分明也。この趣を諸大名・諸地頭へ仰せ渡され、「面々年貢をとるばかりの役にあらず。土地を御預けなされ、その土地の民を御預けおかるる上は、民のその所に住みかねて他国へ散り行くようには仕まじき事なり。連々と人返しを仕、面々その処に有り付くように仕るべき事也」ときつとたびたび仰せ渡さるべき事也。

(中略)

乞食・非人という者は元来種姓に替りもなく、平人よりなるもの也。しかるに火をも一つにせず、国左衛門手下にする(注五)事は、元来癩病人より起る。癩病人を世の習わしにて、三宝(注六)に棄てられたる者也とて、京都にてこれを悲田院にさし置き、火を一つにせざりしより起れり。田舎にては乞食というは皆癩病人也。今も皆かくの如し。

御当地にては善七を乞食の頭とする事也。東照宮の御時よりの御定めという事なれば、古き乞食の類はその通りの事也。近年宿なしになりたる新こもかぶりの類をも善七手下になす事いがあるべき。新こもかぶりというものは、多くは田舎の百姓に驕り付き、耕作の骨折わざをきらい、雑穀を食する事を嫌い、御城下へ奉公に來り、所を定めず方々渡りありき、年寄りて後は故郷へ帰るべきようなく、辻番・門番・同心の荷持ちなどになりたるはてもあり。また中頃より奉公をやめ、棒手振(注七)、その日暮しをしたる者のはてもあり。若き人の子弟のどうらくをし、おや親類の勘当に逢いたるはてもあり、また浪人のなれるはてもあり。いずれも身の恪勤あしきよりなりたれども、元来おろかなる者の、その恪勤悪しきというも、世間の風俗につれての事、その上に近年世詰り、世間過ぎがたくなりたる故、かくの如きもの出来たり。然れば畢竟国の治めのあしき故、風俗も悪しくなり、世も詰りたる中より出来たる事なれば、畢竟上の咎というべし。

ことに武家の浪人というものは工商の業をも知らず、親類近付の力にて世を送る者なるが、近來武家の風俗あしくなり、人々たのもしき心消えうせ、ただ利勘の心強くなる。これまた三卷めにいう如く、皆上たる人の心より起る事にて、見続く人なき

故、渡世にこまり世間の悪風俗に引かれて、偽りかたりなど種々のあしき事をする事に今はなり、その上に長煩いもするか、不仕合せつづけば、右の類になる事也。もつとも侍の商売をせぬというは、元來利倍の家業をせぬ事也。年寄りたる親などを持ちたる者の、渡世に詰りてはぼていをふり、日用をとる類は、浪人のするとても、元來侍のみさおに少しもけがれなき事なれども、風俗につれて世間の人に眼なき故、左様の事もならず、外をかざる事を第一とするより、種々の偽りかたりをする事にはなりたる也。

(中略)

元來はこもかぶり・宿なしというものは、死と紙一枚ほどならでは隔てぬものなるゆえ、恥を知らず、刑をも恐れず。それをふる乞食(注八)放逸無慙まごにあたる時は、その心入ただふてかえりたるものになるべし。それをまた乞食の役として、刑罰人・たおれもの・川流れ等の事を取扱わする故、ますますその心暴虐不仁になるも、上の仕むけにてなる也。さよなるものを善七手下に付けて、乞食の数今はおびただしくなりたり。それを世の風俗にて、火をち平人と一つにせぬもの也というより、平人とは別境界に隔り、乞食のなかまにはいかなる事のあるをも、平人よりは全く知らぬ事也。近年乞食の内に火付多くありて火罪になりたるも、何十年已い前よりかくの如き悪事をするかも知る人もなく、機はりの付く人もなきは、別世界に隔りたる故也。

平人と別世界に隔りたる者の数おびただしくなるは、異国人をつれ来ておびただしく御城下に放しおくが如し。代の移り行くほどますますふえべし。世の末になりたらん時には、乞食の内よりいかよの事出来しゅつたいすべきもかねて計りがたし。

(中略)この後の二つの段落は、美濃守(柳沢吉保)の領地で起こった事件の顛末てんまつに関わる。貧窮した農民が、道入という僧名を名乗って、母と共に村を出たが、途中で母を置き去りにしてしまった。そこで美濃守は、この男の処罰について儒者たちに諮問した。)。

その頃は朱子学を御信向(注九)にて理学の筋にて心の上の僉儀(注一〇)専ら也。美濃守は禅者にて儒学の理筋は余り平生は信向なかりし也。

その時某申し候は、「世間に飢饉も参らば、かよくなるものは他領にも幾らも出づべし。親棄という事は珍しき事也。これを親棄にしていかがやうの刑にも行いたらば、他領の手本となるべし。某存じ候はかよくなるものの、所より出るようにする事、第一代官・郡奉行の科也。その上は家老の科也。その上にも科人あるべし。道入が咎ははなはだ軽き事也」と某末坐より申したるを美濃守聞きて、始めてもつとも也といいて、扶持一人ぶちを道入にとらせて、その処へ返し置き、某事を用に立つべきもの也とて、念頃(に)仕たりしはこの事より始まり。

(荻生徂徠『政談』辻達也校注、岩波文庫より。表記等に若干変更を加えた。)

(注一) 逃亡。

(注二) 平安時代末期より。

(注三) 体裁を繕つて自慢をする。

(注四) 夏・殷・周のこと。

(注五) 団左衛門の統率下に置く。

(注六) 仏・法・僧。

(注七) 行商。

(注八) 古乞食。

(注九) 信仰の意。主語は徳川綱吉。

(注一〇) 詮議の意。

問一 政治と道德の関係に関する荻生徂徠の考え方を説明しなさい。ただし、最後から第二段落目の傍線部の解釈にも言及すること(五〇〇字以内)。

問二 荻生徂徠が当時の社会が直面していた問題をどのようにとらえ、またそれに対してどのような解決策を提示しているかについて述べなさい(五〇〇字以内)。